**新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（９月提出分及び10月提出分）の取扱いについて**

本年８月サービス提供分（９月提出分）及び９月サービス提供分（10月提出分）に係る請求明細書の国民健康保健団体連合会（以下「国保連」という。）への提出期限について，新型コロナウイルス感染症の影響により請求期日に間に合わないやむを得ない事情がある場合については，通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能です。このような場合は，請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ていただきますようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　 　　　＜問合せ先＞

介護保険課　給付係

780-8571

高知市本町５丁目１-45　本庁舎２階204窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Tel:088-823-9959